

法令及び判例ニュース
(n.º 01-08)

A.- 法令

1.- ブラジル連邦納税局指令 第 802 号 (Instrução Normativa RFB n.º 802)

全金融機関は各 6 ヶ月ごとに連邦納税局の指令に従い、各月別に、自然人は R\$ 5.000,00 と法人は R\$ 10.000,00 以上の口座への入出金の動について報告の義務を制定した。

小切手税は税金徴収の他に、不正取引、資金洗浄、脱税行為を監視管理する目的にも使用されいたが、昨年末、上院議会による CPMF (小切手税) の徴収期間延長が不承認となり、納税局は小切手税に替わる脱税防止策として上記指令を発表したものと判断される。

2. 一 ブラジル連邦納税局指令第 803 号 (Instrução Normativa RFB n.º 803)

連邦納税局長は 2008 曆年度に適用される個人所得税の源泉徴収の新テーブルを発表した。大要は下記の通り。

1.-	月額所得が R\$ 1.372,81 まで	Isento
2.-	R\$ 1.372,82 から R\$ 2.743,25 まで	15%
3.-	R\$ 2.743,25 以上	27,5%

尚、上記テーブルは会社の役員と従業員への報酬、更に自由業者(Carne Leão)の所得の源泉徴収にも適用される。

B.- 判例

1.- 公務員のスト権に付いての最高裁判所の判決

近年、公務員、連邦警察、連邦納税局、各省の官吏のスト続発により社会一般と民間企業は経済的に多大な損害を受けているが、連邦憲法が発布され約 20 年後、最高裁判所初めて公務員のスト権に付いて判決を下した。

大要は下記の通り。

憲法第 9 条は民間部門の労働者に対するスト権を保証しているが、法律は不可欠なサービスと業務と延期不可能な社会の必要を定義し、スト権の悪用は法律に従い責任と罰則が適用されると規定した。

上記規定に従い、1989年6月28日の法令第7.783号(lei n.º 7.783/89)はスト権行使の手続と社会一般に不可欠なサービスと業務(Art.10)の定義をしている。

又99年の法令第9.842(lei n.º 9.842+ art. 723 da CLT)は統合労働法の第723条を改正し、裁判所の許可の無い或は判決を無視したスト権行使の悪乱用に適用される罰則を制定しており民間部門のスト権に関する規定は一応整備されているといえる。

一方、憲法37条VII項に公務員スト権は法律で規定された条件と限度内の行使をみとめている。しかし、国会は未だこの憲法の規定に従う法律の立法化していない結果、公務員のスト続発と労働裁判所の判決を無視したスト続行が多々発生しているが近年の実態と言える。

今回、最高裁判所はこの空間を補う方式とし、民間部門の労働者のスト権行使の手続法(Lei n.º 7.783)を公務員のスト権行使にも準用する内容の判決を多数決で下した。

上記判決は憲法規定実施令申請状(Mandado de Injunção n.º 670,708 e 712)に対する判決内容であり、今後、高等労働裁判所(TST)、地方労働裁判所(TRT)、裁判所(Justiça do Trabalho)等が公務員のスト決行に対する判決の動向と各労組の対応が公務員のスト続発の防止に大きな効果が出ることを期待したい。

Flavio Tsuyoshi Oshikiri
Ohno& Oshikiri Advogados
Tel.(011) 3068-2053
SP.04-01-08